

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会  
通常実施権等登録制度ワーキンググループの審議内容の公開について

平成19年7月

特許庁

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループの審議内容の公開については、本ワーキンググループにおいて、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するため、以下のとおりとする。

1. 一般の傍聴については、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するため認めない。
2. 議事要旨については、会議終了後作成し、特許庁のホームページ等を通じ公表する。
3. 配布資料については、会議終了後、特許庁のホームページ等を通じ公表する。
4. 議事録については、会議終了後作成し、発言者名を記載して特許庁ホームページ等を通じ公表する。

産業構造審議会運営規則（平成13年1月15日制定）

（審議会の公開）

第4条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。